

■「要らないのなら譲って欲しい！」と言われたら どうしますか？■（9月）

<相談事例>

A社から、「今度この地域に出店する。工事で車の出入りがあり迷惑をかけるかもしれない。」と工事の挨拶のような電話があった。その後B社から「そちらの地域に店を出すA社の社債を買う権利があなたにある。要らないのであれば権利を譲って欲しい。」と電話があった。了承してしまったが心配になった。大丈夫だろうか。

<アドバイス>

劇場型の投資詐欺の電話と思われます。もちろんA社とB社は共謀しています。今後はどちらの電話にも出ず、一切関わらないようにと助言しました。

この後の展開は？

B社から「あなたの権利なのであなたの名前でしか申し込めない。お金はこちらで支払うので心配いらないからA社に申し込んで欲しい。」等と頼まれ、申し込みをすると、A社から、申し込み名義とお金を振り込んだ名義が違うので、金融庁が問題にして口座が凍結された。名義貸しは犯罪だ。あなた名義の申し込みなのであなたが支払わないと罪になる。」等と言われます。怖くなってお金を送ってしまったという事例もあります。

初めに、社債を買う権利がある選ばれし人であると優越感を持たせ、要らないものであれば譲ってあげてもよいと思わせる。次に、お金を出さなくても良いと安心させ、代わりに申し込んであげてもよいだろうと思わせる。そして最後に犯罪だと脅しお金を奪い取る詐欺の手口です。

契約とは関係がない挨拶やお願いのように思える電話でも、警戒心を緩めず、不用な電話はすぐに切る習慣をつけましょう。やさしく丁寧な話し方でも要注意です。詐欺は手を替え、品を替えあなたを狙っています